

水辺利用に着目した地域コミュニティの役割に関する研究*

Study of the local community focusing use of the waterfront*

中嶋伸恵**・田中尚人***・秋山孝正****

By Nobue NAKAJIMA**・Naoto TANAKA***・Takamasa AKIYAMA****

1. はじめに

本研究の対象地である岐阜県の山間部に位置する(図-1参照)郡上市八幡町(旧郡上八幡町,以下より郡上八幡と省略)は,古くから「水のまち」として有名な地域である.郡上八幡では,巧みな水辺利用によって,豊かな文化や地域固有の水辺景観が形成されてきた.しかし近年,古くから継承されてきた水辺利用が衰退し,地域固有の景観が失われつつある.

本研究は,郡上八幡の水辺空間を対象とし,ローカルルールについて現地踏査やヒアリング調査によって,水辺利用における地域コミュニティの役割と変化プロセス及び,その維持要因について明らかにした.そして,今後の水辺空間を主な対象として,歴史や文化を反映した地域計画やまちづくりの支援することを目的とするものである.

2. 地域コミュニティにおける水辺空間の役割

本研究における地域コミュニティ及び,その分析視点について定義した.さらに,水辺空間が地域コミュニティの基盤になってきたことを明らかにするために,水辺空間を4種類に分類し,水辺空間における利用形態の相違について整理した.

(1) 地域コミュニティの定義とその分析視点

既往研究を基に,本研究では地域コミュニティを,「地縁によって結び付き,風土に根ざした共同意識を有する人々の集まり」と定義した.郡上八幡においては,多くが古くから形成されてきた用水組合,井戸組合等と一致していると考え.これより,図-2に示したように,地域コミュニティは,インフラストラクチャー(水辺空間)とローカルルールによって維持されるとする.

*キーワード:地域コミュニティ,ローカルルール,地域計画

**正員,修士(工), (株)オオバ名古屋支店

(名古屋市中村区名駅南1-24-21 名古屋三井ビル別館5階

TEL:052-533-5711, FAX:052-533-5710)

***正員,博士(工), 熊本大学大学院自然科学研究科

(熊本市黒髪2-39-1, TEL:096-342-3579, FAX:096-342-

3507, E-mail:naotot@kumamoto-u.ac.jp)

****正員,工学博士, 岐阜大学工学部社会基盤工学科

(岐阜市柳戸1-1, TEL:058-293-2443, FAX:058-230-1248)



図-1 研究対象地及び水辺空間の現況
(『郡上八幡町都市計画図』を基に筆者作成)

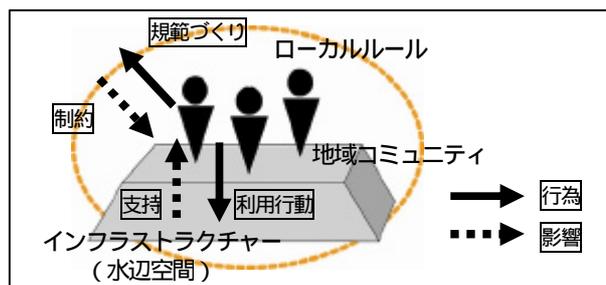


図-2 地域コミュニティの定義

さらに,地域コミュニティの分析視点として,水辺利用(行為と影響)に着目した.行為(図-2実線)とは,地域コミュニティが水辺空間に対する「利用行動」と,ローカルルールに対する「規範づくり」から成り立つ.また,それぞれの行為に対して,地域コミュニティが影響(図-2破線)を受けると定義した.

(2) 利用形態に着目した水辺空間の分類

郡上八幡における水辺空間の利用形態を明らかにするために,水源,流路形態,川幅等に着目し,水辺空間を以下の4種類に分類した.

- (a)線型(大):川幅2m以上の河川(吉田川,小駄良川)である.人々は河川沿いに暮らしながら自らが赴き,洗い場をつくることによって水辺利用を行ってきた.
- (b)線型(中):川幅2m以下の河川である.河川に洗い場をつくるだけではなく,セギ板によって水位調節し,水辺利用を行ってきた.
- (c)線型(小):近隣に流れる河川から引水された用水である.生活圏に身近な水辺空間であり,水位調節のためのセギ板の利用が可能な構造になっている.

(d)点型：写真-1に示すような、水屋や井戸のことである。水源に限られているため、周辺に暮らす人々が集まり水辺利用が行われてきた。

4種の水辺空間ごとに、地域コミュニティは利用形態を異にし、生活基盤となってきたことが明らかになった。

3. 水辺利用実態に関するヒアリング調査

水辺利用における地域コミュニティの役割を明らかにするために、水辺利用実態として目的とルールに着目し、現地踏査とヒアリング調査を行った。そして、ヒアリング調査に基づき、利用実態の変化に着目して地域コミュニティの変遷について分析した。

(1) 水辺利用実態調査の概要

水辺利用実態として、ヒアリング調査の概要を表-1に示した。また、図-3にヒアリング調査対象地区について示した。ここで、ルールとは、古くは城下町の時代に組合内でつくられた水辺利用のための規範や取り決めとする。ヒアリング調査結果を表-2に整理した。

(2) 利用実態の変化に伴う地域コミュニティの変遷

水辺利用における地域コミュニティの役割を明らかにするため、ヒアリング調査や文献資料に基づき、水辺利用実態の変化に伴う地域コミュニティの役割の変遷について考察した。ヒアリング調査結果より、約30年間に於ける水辺利用の目的、ルール、及びその範囲の変遷について整理した。

(a)約30年前の水辺利用：表-2より、約30年前は水辺空間において、炊事一般が行われていたことが分かる。また、ルールも詳細に決まっていたことが分かる。図-3より、地区C：常盤町では、用水の利用範囲がたいへん広域に渡っていることが分かる。また、地区G：職人町では、井戸、用水、河川等の複数の水辺空間において水辺利用がなされていた。地区J：下尾崎町では、水屋だけではなく、吉田川においても水辺利用がなされていたことが分かる。この時期には、河川の洗い場でも時間帯による水辺空間の使い分けのルールが存在し、写真-2にみるような共同利用が行われていた。また、用水では、組合による共同管理がなされていた。

(b)20～10年前の水辺利用：表-2より、目的に着目すると、20～10年前には多くの地区で、古くから行われてきた野菜洗いがなされなくなったことが分かる。また、約30年前に比べ、地区C：常盤町では、遠方からの水辺利用の範囲が縮小している。また、地区J：上尾崎町でも、吉田川における水辺利用がなされなくなり、その範囲が縮小したことが分かった。

(c)現在の水辺利用の範囲：表-2より、昔に比べ多くの組合が失われ、多くの地区で、打ち水や冷却等の簡易な水辺利用しかなされなくなったことが分かる。約30年前に比べ、水辺利用の範囲は顕著に衰退していること



写真-1 水屋(写真は筆者撮影) 写真-2 職人町における「川洗い」(『水縁空間』¹⁾より)

表-1 ヒアリング調査の概要

調査対象	水辺空間周辺の住民, その場所に詳しい住民の方, 漁協組合
調査時期	2004年 8月20日, 9月 2日 2005年 3月11日, 4月25日, 8月21日, 10月20日, 11月22日の計7日
調査対象地区	A:小野町, B:桜町, C:常盤町, D:乙姫町, E:上ヶ洞町, F:柳町, G:職人町, H:中坪町, I:上尾崎町, J:下尾崎町の計10地区
調査事項	現在の利用者, 組合の有無 現在の水辺利用の「目的」, 「規則」 水辺利用が減少した「時期」 水辺利用減少時の「組合」の有無 水辺利用減少以前の「目的」, 「規則」



図-3 ヒアリング調査地区及び約30年前の水辺利用の範囲 (『郡上八幡町都市計画図』を基に筆者作成)

が分かる。特に、多くの地区で河川における水辺利用が衰退したことが分かる。これより、複数の水辺空間が利用されなくなったことが分かった。

(3) 地域コミュニティの役割に関する考察

ヒアリング調査に基づき、地域コミュニティによる水辺利用の目的、ルール、及びその範囲の変遷について整理した。その結果、約30年前は多くの地区で存在していたように、地域コミュニティが時間や位置等の水辺空間を使い分けるルールを継続してきた。そのため、古くから野菜洗い、洗い物、炊事等の多面的な水辺利用を実践することができたと考えられる。これより、水辺空間を使い分けるルールを継続することによって、伝統的な水辺利用を継承してきたと考えられる。

4. 水辺利用に着目した地域コミュニティの維持要因に関する分析

ヒアリング調査に基づき、地域コミュニティの維持要因を明らかにするために、水辺利用に着目し、地域コミュニティの変化プロセスについて分析した。そして、水辺利用に着目し、地域コミュニティの維持におけるルールの重要性について分析した。

表-2 地域ごとの水辺利用実態の変化

No.	地区(町名)	水辺空間	過去		時期	目的	ルール
			組合	組織			
1	小野	洗い場	x	上組 中組	20年前	野菜洗い 洗い物	掃除当番
2		井戸	井戸組合	中組	30年前	冠婚葬祭出し 冠婚葬祭 もつと厳しいルール	年に1,2回掃除 集金
3		洗い場	x	下組			
4		吉田川	x	x	30年前	洗濯 おむつ洗い	x
5	桜	吉田川	x	x	20年前	野菜洗い 茶碗洗い 洗濯	x
6		吉田川	x	x	50年前	野菜洗い 食器洗い 洗濯	x
7		井戸	井戸組合	周辺住民	50年前	野菜洗い 食器洗い 洗濯	
8	常盤	井戸	井戸組合	12軒	50年前	洗い物 大瓶に溜める	集金
9		用水	洗い場組合	3町		洗い物(遠方より)	集金, 名札
10	乙姫	用水	洗い場組合	3町	40年前	大きいもの洗濯	集金, 名札
11		井戸	井戸組合	周辺住民	60年)	洗い物 野菜洗い	集金 掃除 寄合
12		乙姫谷川	x	両岸住民	50年前	野菜洗い 洗顔	水神祭を4町持ち回り (2軒ずつ1年交代)
13	乙姫	乙姫谷川	洗い場組合	約10軒		茶碗洗い 野菜洗い 洗い物	掃除 洗う位置 除け板設置
14		井戸	x	x	10年前	風呂 大瓶に溜める	毎日掃除
15	上ヶ洞	洗い場	x	周辺10軒		野菜洗い 洗い物	汚れていたら掃除
16		初音谷川	x	周辺住民	20年前	野菜洗い 洗い物	x
17		井戸	x	1軒		炊飯 風呂	x
18	柳	用水	水路組合		40年前	洗濯 水遊び 風呂	清掃(雑草制毎日) 時間帯 セキ板の利用方法 規則破りに警告
19		井戸	井戸組合	10軒	35年前	生活水一般	時間 特許で用途区別 正月当番で井戸入れ
20	職人	用水	用水組合		30年前	茶碗洗い 米研ぎ	年1回掃除 草刈り 水遊び監視員 2軒
21		小駄良川	x	周辺住民	40年前	洗濯 おむつ洗い	x
22		井戸	井戸組合	町共同		洗濯 風呂	x
23		用水(上)	用水組合		50年前	炊事 洗濯 洗顔 風呂	日2軒2人, 川掃除 (4,5年前), 川掃除 年1回掃除, 当番制, その都度掃除
24	井戸	井戸組合	5, 6軒		米研ぎ 飲料	x	
25	中坪	水屋	x	10軒以上		野菜洗い(すぎ)	掃除, 清水掃除表 水屋一段目は空
26		水屋	x	4軒			
27	上尾崎	水屋	x	x	10年前	洗い物 野菜洗い	x
28		吉田川	x	x			x
29		井戸(領)	井戸組合	周辺住民		洗い物 米研ぎ 炊事全般	x
30		吉田川	x	x		野菜洗い 洗濯	x
31	下尾崎	水屋	x	x		洗濯 野菜洗い	x
32		小駄良川	x	x			x
33	下尾崎	水屋	水屋組合	5軒以上	30年前	米研ぎ	厳しいルール 洗い位置 年に1回寄合 掃除当番 洗う位置
34		水屋	水屋組合	8軒以上	14年前	洗濯 米研ぎ 洗顔	

No.	地区(町名)	水辺空間	現在		目的	ルール
			組合	組織		
1	小野	洗い場	x	上組, 中組 (14軒)	鍋洗い 冷却 飲料	日1回1軒掃除当番 プラン回す
2		井戸	井戸組合	中組(個人) 約10名	靴洗い 野菜洗い 冠婚葬祭出し	集金 冠婚葬祭 汚れ物洗わない
3		洗い場	x	下組	x	掃除(当番表, 道具)
4		吉田川	x	x	x	x
5	桜	吉田川	x	x	x	x
6		吉田川	x	x	x	x
7		井戸	x	x	x	x
8	常盤	井戸	井戸組合	第3班(6軒)	打ち水	集金
9		用水	x	x	x	集金, 名札
10	乙姫	用水	x	いがわの会	芋洗い 洗い物 花 総戸洗い	年に2回掃除
11		井戸	井戸組合	周辺住民	金魚の水	集金 月1回掃除 年1回寄合
12		乙姫谷川	x	45件約30	菜っ葉漬け 洗濯	個人で掃除 年1回水神掃除
13	乙姫	乙姫谷川	x	10人以上 (1-3班)	洗濯 菜っ葉洗い 手洗い	毎日掃除 当番表回す
14		井戸	x	x	x	x
15	上ヶ洞	洗い場	x	x	x	x
16		初音谷川	x	x	x	x
17		井戸	x	1軒	x	x
18	柳	用水	水路組合	柳町町並み 保存会	打ち水 金物洗い 雑巾の水洗い	毎日清掃 当番表回す
19		井戸	x	x	x	x
20	職人	用水	x	x	x	x
21		小駄良川	x	x	x	x
22		井戸	x	x	x	x
23		用水(上)	x	x	雑巾洗い 花 野菜洗い 打ち水	x
24	井戸	x	x	x	x	
25	中坪	水屋	x	6軒 (個人物)	洗い物	掃除, 清水掃除表 水屋一段目は空
26		水屋	x	4軒	洗濯	利用者が雑巾洗う
27	上尾崎	水屋	x	自治会3班	洗い物 飲料 花	月1回掃除, 水神
28		吉田川	x	x	洗い物	x
29		井戸(領)	x	町内班5, 6班	花 打ち水	使った人が掃除
30		吉田川	x	x	x	x
31	下尾崎	水屋	x	x	洗い物	地蔵信仰者が掃除
32		小駄良川	x	x	x	x
33	下尾崎	水屋	x	4, 5軒	冷却 飲料 洗い物	洗う位置
34		水屋	水屋組合	8軒	野菜洗い 掃除 靴洗い 冷却	年に1回集金 寄合い 洗う位置

(1) 地域コミュニティの分析視点

地域コミュニティの変化パターンを変化要因によって図-4のような6種類に分類した。変化のパターンは、水辺空間、地域コミュニティ、ローカルルールの相互関係を分析するため、(a)外的要因、(b)内的要因の2種類に大別した。また、外的要因は、a-1)水辺空間の変化と、a-2)行政区域の変化に分けた。それぞれの変化パターンは、「継続した変化」と「一度の変化」の2種に大別した。

(2) 水辺利用を支える地域コミュニティの事例分析

第1章で定義した、地域コミュニティの変化パターンに基づき、地域コミュニティの変化過程を分析した。分析した地域はヒアリング調査において組合が現在までに存在した8地区とした。ここでは、地区A:小野町の井戸における事例を示した。地域コミュニティの外的要因に対する変化過程について、以下に示した。番号は図-4の左上図の模式図番号と一致している。

- 水道が使えるようになった。
- 井戸における水辺利用が減少した。
- 清掃のルールが負担になった。
- 清掃の制約をなくすため、井戸を自動ポンプ式に変えた。

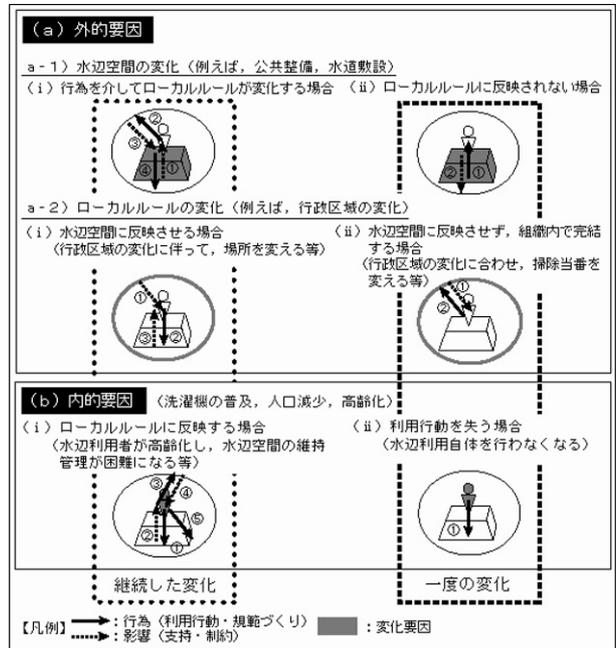


図-4 地域コミュニティの変化パターン

地区A:小野町の井戸では、水道敷設の影響を受け、水辺利用が減少した。そして、「昔はもっと厳しいルールがあったと聞いている。1年に1,2回は体にロープを縛って井戸に下りて掃除をした*」と、厳しいルールが負担になった。しかし、組合によって集金のルール

は継続され、井戸が作り変えられ、水辺利用が継続されていることが分かった。

(3) 地域コミュニティの維持要因の分析

分析結果より、各水辺空間における地域コミュニティの変化プロセスを表-3に示した。現在も組合が残っている水辺空間では、変化要因に対して、継続した変化が幾度も行われてきたことが分かる。また、組合を失った水辺空間では、一度の変化しかないことが分かった。

さらに、3章で抽出した地域コミュニティのルールは、分析の結果、以下のA、Bの二つのルールに大別された。

A) 利用に関するルール：直接水辺利用の方法に対して課されたルール

B) 組織に関するルール：組織運営に関するルール

ヒアリング調査結果より、ルールの2種類の分類を表-4に示した。表-4より、組織に関するルールに比べ、利用に関するルールの方が衰退する傾向にあることが分かる。また、表-3より、地区A：小野町や地区J：下尾崎町のように、利用に関するルールと組織に関するルールの両方が継承されている地区では、地域コミュニティが維持されてきたことが分かる。このように、ルールは無秩序に存在するわけではなく、水辺空間と組織の両方に対するルールを作ってきたと言える。

(4) 維持要因の継承の重要性

古くから生活の中で水辺利用がなされてきた郡上八幡では、水辺空間を通じた習慣、行事、教育が行われ、水辺利用のルールが組み込まれてきた。これは、冠婚葬祭で水辺利用がなされてきたことや、「子供の頃から連番制で毎日水路の掃除をすることは当然だった」、「水路の上流でやるのが、下流の人どうい影響を与えるか乳児の時から教育を受ける」^{**}のように、水辺空間が教育の場所になり、ルールが継承されてきたためであると考えられる。

5. おわりに

水辺利用に着目し、地域コミュニティの役割とその変化プロセスを分析することによって、地域コミュニティの維持要因を抽出した。また、地域コミュニティのローカルルールの係わり合いについて分析した。その結果、以下の三点が明らかになった。

- 1) ルールの変更と継承の仕組み：外的、内的要因に対して、水辺空間による対応と、ローカルルールの変更を繰り返すことによって、地域コミュニティが維持される。
- 2) 地域コミュニティの維持要因：利用に関するルールと組織に関するルールの継承が、地域コミュニティの維持要因になってきた。
- 3) ルール継承の重要性：水辺利用におけるルールが、地域の行事や教育の中に組み込まれることによって、地域コミュニティの維持要因として成り立ってきた。

表-3 地域コミュニティの変化要因及び変化プロセス

変化要因	西暦	小野町		常盤町		乙姫町		職人町		中坪町		尾崎町		柳町	
		井戸	井戸	用水	洗い場	井戸	用水	井戸	水屋	水屋	用水	井戸	用水	井戸	
	1930年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
用水整備	1940年														
	1950年														
	1960年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道普及	1970年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1980年														
人口減少	1990年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2000年														
	2006年														

【凡例】

- ○ : 継続した変化
- ○ : 一度の変化
- : 外的要因 (空間の変化)
- : 内的要因

表-4 水辺利用におけるルールの分類

No.	地区 (町名)	水辺空間	過去		現在	
			利用	組織	利用	組織
1	小野	洗い場		掃除当番	日1回1軒掃除当番 ブラシ回す	
2		井戸	もつと殿しルール	年に1,2回掃除 冠婚葬祭	集金 豆腐糺整	
3		洗い場			掃除(当番表、道具)	
8	常盤	井戸		集金	集金	
9		用水		集金、名札	集金、名札	
10	乙姫	用水		年に2回掃除	年に2回掃除	
11		井戸		集金 掃除	集金 月1回掃除 年1回集合	
12	乙姫	乙姫谷川		水神祭を4回(持ち回り) (2軒ずつ1年交代)	個人で掃除 年1回箇で水神掃除	
13		乙姫谷川	洗う位置 膝付け板設置	掃除	毎日掃除 当番表回す	
14	上ヶ池	井戸		毎日掃除	x	
15		洗い場		汚れていたら掃除	x	
18	柳	用水	時間帯 七老飯の利用方法	清掃(連番制毎日) 規則破りに警告	毎日清掃 当番表回す	
19		井戸	時間、時間で用途区別	正日に当番で井戸洗え	x	
21	職人	小駄良川		年1回掃除 草刈り 水遊び監視員(2軒)	年1回掃除 草刈り	
23		用水(上流)		日2軒2人川渡え (4,5年前)川掃除	x	
24	中坪	井戸		年1回掃除,当番制, その都度掃除	x	
26		水屋	水屋一段目は空	掃除、清水掃除表	掃除、清水掃除表	
27	上尾崎	水屋		掃除、清水掃除表	掃除、清水掃除表	
29		井戸(復活)		水神様をつくる	月1回掃除 使った人が掃除	
31	下尾崎	水屋		掃除、清水掃除表	掃除、清水掃除表	
33		水屋	洗い場ルール 洗い位置	洗う位置	地蔵信仰者が掃除	
34	柳	水屋		年に1回集合い 掃除当番	年に1回集合 集合い	
		水屋	洗う位置	洗う位置		

謝辞：本研究では、郡上市八幡町地域振興事務所基盤整備課の皆様、漁協組合をはじめとする郡上市八幡町の住民の皆様にはヒアリング調査にご協力頂いた。記して感謝の意を表します。

【参考文献】

- *) 2005.10.20のヒアリング調査にて小野町の住民の方にご同った。
- **) 2005.5.16のヒアリング調査にて柳町の住民の方にご同った
- 1) 渡部一、郭中端、堀込憲次：水縁空間、住まいの図書館出版局、1993.8
- 2) 郡上/柳町/職人町：郡上/柳町史、郡上/柳町史、1999.1
- 3) 郡上市八幡町地域振興事務所基盤整備課：水辺空間調査報告書、郡上市、2004.3